

令和6年度 市民税・府民税申告の手引き

令和6年度市民税・府民税申告書は、令和5年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の全ての所得、控除などを申告するものです。令和6年度市民税・府民税を適正に計算する重要な資料となりますので、この手引きをよくお読みになって、申告書を記入してください。

申告が必要な人

令和6年1月1日現在京田辺市内に住所がある人で、次のA又はBのいずれかに該当する人

A 令和5年中に所得があった人 →申告書の書き方は、**3ページのA**をご覧ください。

ただし、次のような人は申告不要です。

- ・令和5年分の確定申告書を提出する人
- ・勤務先や年金支払者（日本年金機構など）から市に支払報告書が提出される場合で、給与や公的年金等以外に所得がない人

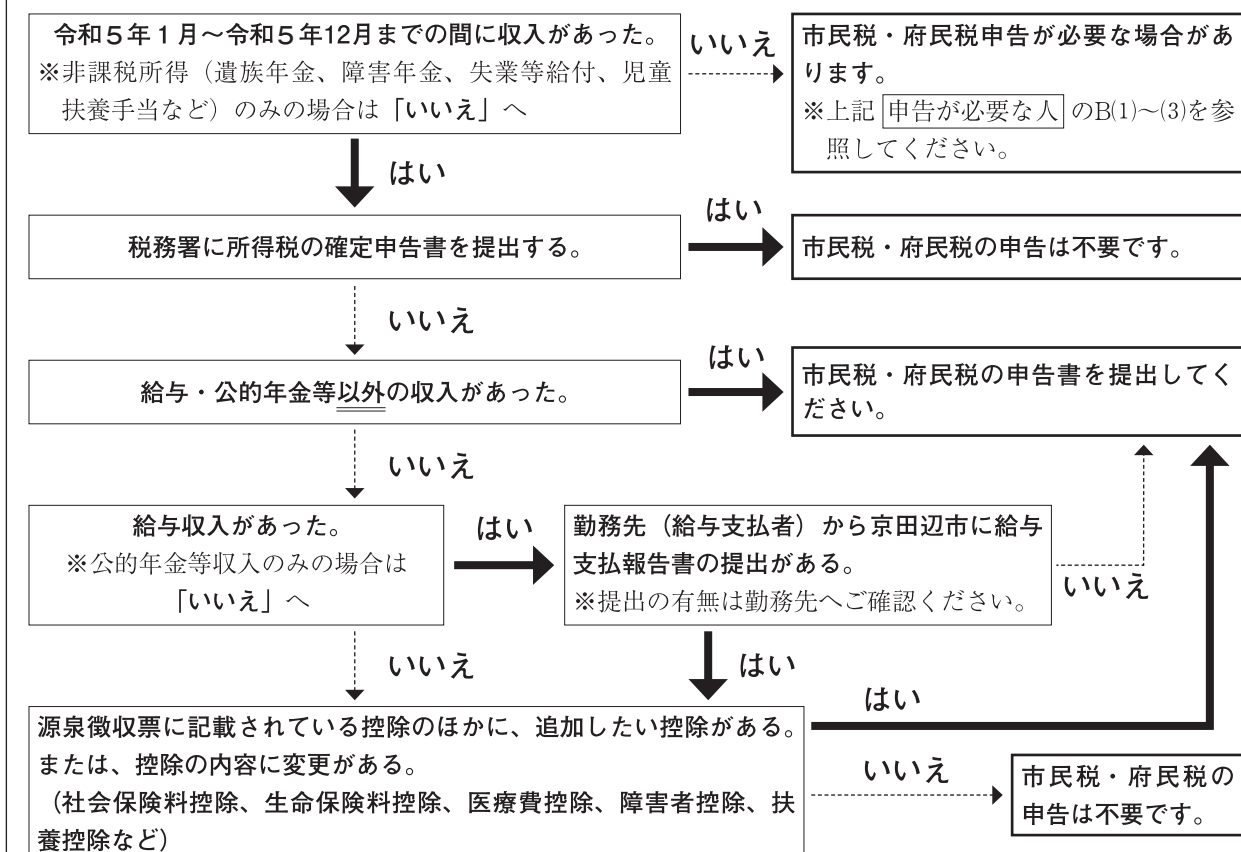
※源泉徴収票に記載のない控除（医療費控除、生命保険料控除、社会保険料控除など）を受ける場合は、申告が必要です。

B 令和5年中に所得がなくても、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人 →申告書の書き方は、**8ページ**

- (1) 市内に住む親族の税法上の扶養親族に入っていない人 **ージのB**をご覧ください。
- (2) 非課税証明書が必要な人
- (3) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者など

※国民健康保険に加入している19歳以上の人（令和6年1月1日現在）、後期高齢者医療制度・介護保険の被保険者で非課税年金を受給している人や所得がない人などは、申告が必要です。

市民税・府民税申告が必要かどうかの目安



申告に必要なもの

※混雑緩和のため、原則郵送により提出してください（提出先は8ページをご覧ください。）。

1 本人確認ができるもの（(1)又は(2)のいずれか）

(1)マイナンバーカード ※写しを添付する場合には、両面の写しが必要です。

(2)マイナンバーを確認できる書類（マイナンバー通知カード又はマイナンバー入りの住民票）及び身元確認書類（運転免許証や公的医療保険の被保険者証など）

2 収入金額や必要経費が分かるもの

給与や年金の源泉徴収票、報酬や生命保険などの支払調書、事業・不動産などの収支内訳書など

3 各種所得控除や税額控除を受けるために必要な証明書や領収書など

⇒詳しくは5～7ページを参照してください。

※源泉徴収票や各種控除の証明書などを紛失された人は、各書類の発行元に再発行を依頼してください。

申告書の書き方(記載例)

令和6年度 市民税・府民税申告書

住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 田辺 80	生年月日 2024年1月1日 24 1 1	電話番号 0774-63-1122 0774-63-1122
氏名 田辺 一郎	氏名 タナベ イチロウ 田辺 一郎	性別 男	個人番号 123456789012

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>12-14 社会保険料、小規模企業共済等掛金</td> <td style="text-align: right;">117,100</td> </tr> <tr> <td>15 生命保険料</td> <td style="text-align: right;">80,000</td> </tr> <tr> <td>16 所得控除</td> <td style="text-align: right;">12,200</td> </tr> <tr> <td>17 雑所得控除</td> <td style="text-align: right;">15,400</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">303,800</td> </tr> </table>	12-14 社会保険料、小規模企業共済等掛金	117,100	15 生命保険料	80,000	16 所得控除	12,200	17 雑所得控除	15,400	合計	303,800	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1 給与所得</td> <td style="text-align: right;">400,000</td> </tr> <tr> <td>2 配当所得</td> <td style="text-align: right;">30,000</td> </tr> <tr> <td>3 雑所得</td> <td style="text-align: right;">1,000,000</td> </tr> <tr> <td>4 所得控除</td> <td style="text-align: right;">2,800,000</td> </tr> <tr> <td>5 所得</td> <td style="text-align: right;">△200,000</td> </tr> <tr> <td>6 雑所得</td> <td style="text-align: right;">30,000</td> </tr> <tr> <td>7 雑所得</td> <td style="text-align: right;">350,000</td> </tr> <tr> <td>8 雑所得</td> <td style="text-align: right;">1,700,000</td> </tr> <tr> <td>9 雑所得</td> <td style="text-align: right;">1,700,000</td> </tr> <tr> <td>10 雑所得</td> <td style="text-align: right;">1,880,000</td> </tr> </table>	1 給与所得	400,000	2 配当所得	30,000	3 雑所得	1,000,000	4 所得控除	2,800,000	5 所得	△200,000	6 雑所得	30,000	7 雑所得	350,000	8 雑所得	1,700,000	9 雑所得	1,700,000	10 雑所得	1,880,000
12-14 社会保険料、小規模企業共済等掛金	117,100																														
15 生命保険料	80,000																														
16 所得控除	12,200																														
17 雑所得控除	15,400																														
合計	303,800																														
1 給与所得	400,000																														
2 配当所得	30,000																														
3 雑所得	1,000,000																														
4 所得控除	2,800,000																														
5 所得	△200,000																														
6 雑所得	30,000																														
7 雑所得	350,000																														
8 雑所得	1,700,000																														
9 雑所得	1,700,000																														
10 雑所得	1,880,000																														

5 ページ参照

6 ページ参照

7 ページ参照

3～4 ページ参照

税額計算に使用しますが記入は任意です。

申告書の書き方

A 令和5年中に所得があった人の申告

申告書表面「1 収入金額等」及び「2 所得金額」の内容については、下記をご覧の上、記入してください。

1 収入金額等・2 所得金額

※税制改正により変更となる場合があります。

収入金額等 …令和5年中の収入となることが確定した金額（売掛金、現物収入、自家消費商品などを含む。）を申告書表面の「1 収入金額等」欄に記入してください。ただし、給与、公的年金等、配当、原稿料などは手取額ではなく、所得税その他諸控除額を差し引く前の金額です。
必要経費 …収入を得るために直接に要した費用などです。例えば、販売商品の売上原価、事業に係る租税公課、荷造運搬費などを指し、日常生活に要した生活費や所得税、市民税・府民税などは含まれません。
所得金額 …収入金額から必要経費を差し引いた金額が原則です。所得の種類によって算出方法が異なりますので、次の表を参照して、申告書表面の「2 所得金額」欄に記入してください。

※次の表の①～⑪及びア～シは、申告書表面の「1 収入金額等」欄（ア～シ）及び「2 所得金額」欄（①～⑪）に対応しています。

所得の種類	所得の内容	所得金額の算出方法
事業	①営業等 販売業、飲食店業などから生ずる所得又は自由職業（医師、弁護士、作家、外交員、大工など）などから生ずる所得（農業以外の事業から生ずる所得） ※申告書裏面の「8 事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。 【添付書類】 収支内訳書	① 所得金額＝ 収入金額ア－必要経費
	②農業 農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、農家が兼営する家畜・家さんの飼育などから生ずる所得 ※申告書裏面の「8 事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。 【添付書類】 収支内訳書	② 所得金額＝ 収入金額イ－必要経費
③不動産	地代、家賃、借地権設定などから生ずる所得 ※申告書裏面の「8 事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。 【添付書類】 収支内訳書	③ 所得金額＝ 収入金額ウ－必要経費
④利子	預貯金・公社債の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得 【添付書類】 収入の分かるもの	④ 所得金額＝収入金額エ
⑤配当 ※7ページ参照	法人から受ける利益配当、剰余金の分配、基金利息及び証券投資信託の収益の分配による所得 ※申告書裏面の「16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」も記入してください。 【添付書類】 収入と経費の分かるもの	⑤ 所得金額＝ 収入金額オ－必要経費 (株式の元本所得に要した負債の利子)
⑥給与 ※4ページ参照	給料、賃金、賞与などの所得 ※源泉徴収票を添付しない場合は、申告書裏面の「6 給与所得・公的年金等所得に関する事項」欄を記入してください。	⑥ 所得金額＝ 収入金額カ －給与所得控除額
雑	⑦公的年金等 ※4ページ参照 国民年金、厚生年金、企業年金、公務員の共済年金、恩給などに係る所得（ただし、遺族年金・障害年金などは非課税年金となります。） ※源泉徴収票を添付しない場合は、申告書裏面の「6 給与所得・公的年金等所得に関する事項」欄を記入してください。	⑦ 収入金額キ －公的年金等控除額
	⑧業務 原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入に係る所得 ※申告書裏面の「10 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」も記入してください。 【添付書類】 収入と経費の分かるもの	⑧ 収入金額ク －必要経費
	⑨その他 個人年金など他の所得にあてはまらない所得 ※申告書裏面の「10 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」も記入してください。 【添付書類】 収入と経費の分かるもの	⑨ 収入金額ケ －必要経費
⑪総合譲渡 一時	船舶、自動車、機械器具、書画、骨とう、特許権、著作権などの譲渡による所得 ・短期譲渡所得…保有期間5年以内で譲渡した場合 ・長期譲渡所得…5年を超える期間に渡って保有して譲渡した場合 【添付書類】 収入と経費の分かるもの 生命保険契約などに基づく一時金、損害保険契約などに基づく満期返戻金、賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪等の払戻金などのような一時的な所得 【添付書類】 収入と経費の分かるもの ※申告書裏面の「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に明細を記入してください。	⑪ 所得金額＝ コ＋{(サ＋シ)×1/2} 総合譲渡短期コ ＝収入金額－必要経費 －特別控除額 総合譲渡長期サ ＝収入金額－必要経費 －特別控除額 一時シ ＝収入金額－必要経費 －特別控除額

◎給与収入があった場合

(1)一年間の収入の合計額（給与所得の源泉徴収票の支払金額欄の金額）を、申告書表面の「給与カ」に記入してください。

【申告書の書き方（例）】

給 与 力	701	1,200,000
-------	-----	-----------

支払を受ける者	住所又は居所	(1) 支払金額		(2) 給与所得控除後の金額		源泉徴収税額
		1,200,000	650,000			
氏名		控除対象扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数
氏名		控除対象扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数

(2)源泉徴収票の給与所得控除後の金額又は(1)の給与収入額から、次の速算表を参考に給与所得金額を計算し、申告書表面の「給与⑥」に記入してください。

【申告書の書き方（例）】

給 与 ⑥	007	650,000
-------	-----	---------

※源泉徴収票が手元になく、勤務先の倒産などやむを得ない理由で再発行を依頼することができない場合には、申告書裏面の「7 給与所得の内訳」に、1～12月の日給、勤務日数、月収、賞与など、一年間の収入の合計額、勤務先に関する事項を記入してください（手取額ではなく、社会保険料や所得税などを差し引く前の金額で記入します。）。

【給与所得金額の速算表】

給与等の収入金額(A)	給与所得金額	給与等の収入金額(A)	給与所得金額((A÷4)は千円未満切捨て)
1,619,000円未満	A - 55万円	1,628,000 ～ 1,799,999円	(A ÷ 4) × 2.4 + 10万円
1,619,000 ～ 1,619,999円	1,069,000円	1,800,000 ～ 3,599,999円	(A ÷ 4) × 2.8 - 8万円
1,620,000 ～ 1,621,999円	1,070,000円	3,600,000 ～ 6,599,999円	(A ÷ 4) × 3.2 - 44万円
1,622,000 ～ 1,623,999円	1,072,000円	6,600,000 ～ 8,499,999円	A × 0.9 - 110万円
1,624,000 ～ 1,627,999円	1,074,000円	8,500,000円以上	A - 195万円

※給与等の収入金額が850万円を超える人で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人は、所得金額調整控除が受けられます。申告書裏面「18 所得金額調整控除に関する事項」に必要事項を記入してください。給与所得の金額から差し引きます。

7 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日	給 勤務日数	月 収
1	5,000円	10	50,000円
2	5,000	15	75,000
12	5,000	10	50,000
賞 与 等			
合 計			1,200,000円
勤務先所在地	京田辺市△△□□		
勤務先名	株式会社○×		
電話番号	0774-○○-××△△		

- (1)特別障害者である。
- (2)23歳未満の扶養親族を有する。
- (3)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。

◆所得金額調整控除 = (給与等の収入金額 - 850万円) × 0.1 ※最高15万円
(給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円とします。)

【申告書の書き方（例）】

18 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	タナベ ススム	生年	西暦	20・7・10	続柄	父	特別障害者に該当する場合	身体	別居の場合の住所	京田辺市○○△
氏 名	田辺 進	年月日	大平・令							
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3									

※給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から所得金額調整控除を差し引きます。

◆所得金額調整控除 = (給与所得 + 公的年金等に係る雑所得) - 10万円 ※最高10万円
(給与所得及び公的年金等に係る雑所得が10万円を超える場合は10万円とします。)

◎公的年金等の収入があった場合

(1) 公的年金等の源泉徴収票の支払金額欄の金額を、申告書表面の「公的年金等キ」に記入してください（複数ある場合は合計してください）。

【申告書の書き方（例）】

公的年金等	キ	096	2,800,000
-------	---	-----	-----------

(2) (1)の公的年金等収入金額から、次の速算表を参考に公的年金等に係る雑所得金額を計算し、申告書表面の「公的年金等⑦」に記入してください。

【申告書の書き方（例）】

公的年金等	⑦	010	1,700,000
-------	---	-----	-----------

支払金額欄		(1)
2	800	000

【公的年金等に係る雑所得の速算表（公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合）】

昭和34年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)		昭和34年1月2日以後に生まれた人(65歳未満)	
公的年金等の収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得	公的年金等の収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得
3,300,000円未満	B - 1,100,000円	1,300,000円未満	B - 600,000円
3,300,000 ～ 4,099,999円	B × 0.75 - 275,000円	1,300,000 ～ 4,099,999円	B × 0.75 - 275,000円
4,100,000 ～ 7,699,999円	B × 0.85 - 685,000円	4,100,000 ～ 7,699,999円	B × 0.85 - 685,000円
7,700,000 ～ 9,999,999円	B × 0.95 - 1,455,000円	7,700,000 ～ 9,999,999円	B × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円以上	B - 1,955,000円	10,000,000円以上	B - 1,955,000円

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

※税制改正により変更となる場合があります。

<p>⑬社会保険料控除</p>	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料（健康保険料、国民健康保険税（料）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）で、あなたが令和5年中に支払ったものがある場合 配偶者やその他の扶養親族の給与・公的年金等から直接差し引かれた社会保険料は除きます。 ◎控除額は支払った全額</p>	<p>【申告書の書き方（例）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>社会保険等の種類</th> <th>支払った金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td>117,100</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国民年金保険料</td> <td>103,800</td> </tr> <tr> <td>源泉徴収票のとおり</td> <td>82,900</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>303,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>【添付書類】 支払額の証明書</p>	社会保険等の種類	支払った金額	国民健康保険税	117,100	介護保険料		後期高齢者医療保険料		国民年金保険料	103,800	源泉徴収票のとおり	82,900	合計	303,800		
社会保険等の種類	支払った金額																	
国民健康保険税	117,100																	
介護保険料																		
後期高齢者医療保険料																		
国民年金保険料	103,800																	
源泉徴収票のとおり	82,900																	
合計	303,800																	
<p>⑭小規模企業共済等掛金控除</p>	<p>あなたが令和5年中に支払った小規模企業共済制度に基づく第一種共済の掛金、確定拠出年金法の企業型及び個人型年金加入者掛金や、府・市が行う心身障害者扶養共済の掛金がある場合 ◎控除額は支払った全額</p>	<p>【申告書の書き方（例）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>社会保険等の種類</th> <th>支払った金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国民年金保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>源泉徴収票のとおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模企業共済</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>180,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【添付書類】 支払額の証明書</p>	社会保険等の種類	支払った金額	国民健康保険税		介護保険料		後期高齢者医療保険料		国民年金保険料		源泉徴収票のとおり		小規模企業共済	180,000	合計	180,000
社会保険等の種類	支払った金額																	
国民健康保険税																		
介護保険料																		
後期高齢者医療保険料																		
国民年金保険料																		
源泉徴収票のとおり																		
小規模企業共済	180,000																	
合計	180,000																	
<p>⑮生命保険料控除</p> <p>◎控除額は7ページを参照</p>	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約や個人年金保険契約などのために、あなたが令和5年中に支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合</p>	<p>【申告書の書き方（例）】 控除額ではなく支払額を記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新生命保険料の計(706)</th> <th>旧生命保険料の計(702)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新個人年金保険料の計(705)</td> <td>旧個人年金保険料の計(037)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料の計(703)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12,200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※保険契約の区分は生命保険会社などが発行する控除証明書に表示されています。 【添付書類】 控除証明書</p>	新生命保険料の計(706)	旧生命保険料の計(702)	80,000		新個人年金保険料の計(705)	旧個人年金保険料の計(037)			介護医療保険料の計(703)		12,200					
新生命保険料の計(706)	旧生命保険料の計(702)																	
80,000																		
新個人年金保険料の計(705)	旧個人年金保険料の計(037)																	
介護医療保険料の計(703)																		
12,200																		
<p>⑯地震保険料控除</p> <p>◎控除額は7ページを参照</p>	<p>あなたが損害保険契約などについて、令和5年中に支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合。平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約など（保険期間や共済期間が10年以上の契約で、満期返戻金などを支払う旨の特約があるものなど）で平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものを含みます。</p>	<p>【申告書の書き方（例）】 控除額ではなく支払額を記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震保険料の計(041)</th> <th>旧長期損害保険料の計(079)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,400</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※保険契約の区分は損害保険会社などが発行する控除証明書に表示されています。 【添付書類】 控除証明書</p>	地震保険料の計(041)	旧長期損害保険料の計(079)	15,400													
地震保険料の計(041)	旧長期損害保険料の計(079)																	
15,400																		
<p>⑰寡婦控除</p>	<p>令和5年12月31日現在、次の(1)～(3)の全てに該当する人 ◎控除額26万円 (1)令和5年中の合計所得金額が500万円以下の女性 (2)次の①～②のいずれかに該当する人 ①夫と離別後婚姻していない人であり、令和5年中の合計所得金額が48万円以下で子以外の扶養親族(他の人の同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者とされる人は除く。)のある人 ②夫と死別してから婚姻していない人や夫が生死不明などの人 (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人</p>	<p>【申告書の書き方（例）】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除</td> <td>⑰ <input checked="" type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還</td> <td>⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除</td> <td>⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)</td> </tr> </tbody> </table> <p>該当する箇所をチェックしてください。</p>	⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ <input checked="" type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)												
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ <input checked="" type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)															
<p>⑱ひとり親控除</p>	<p>令和5年12月31日現在、単身者であり、次の(1)～(3)の全てに該当する人 ◎控除額30万円 (1)令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人 (2)令和5年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者とされる人は除く。）のある人 (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人</p>	<p>【申告書の書き方（例）】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除</td> <td>⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還</td> <td>⑱ <input checked="" type="checkbox"/> ひとり親控除</td> <td>⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)</td> </tr> </tbody> </table> <p>該当する箇所をチェックしてください。</p>	⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑱ <input checked="" type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)												
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑱ <input checked="" type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)															
<p>⑲勤労学生控除</p>	<p>令和5年12月31日現在、学校教育法などに規定する学校の学生・生徒などであり、令和5年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下の場合 ◎控除額26万円</p>	<p>【申告書の書き方（例）】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除</td> <td>⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還</td> <td>⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除</td> <td>⑲ <input checked="" type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名) △×大学</td> </tr> </tbody> </table> <p>【添付又は提示書類】 在学証明書・学生証</p>	⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input checked="" type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名) △×大学												
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input checked="" type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名) △×大学															

<p>⑳障害者控除</p> <p>令和5年12月31日現在、あなたやあなたの同一生計配偶者その他の扶養親族が、次のいずれかに該当する場合など</p> <p>(1)特別障害者…身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aなどをお持ちの、身体又は精神に重い障害のある人 ◎控除額30万円</p> <p>(2)同居特別障害者…同一生計配偶者、扶養親族が(1)に該当し、かつ、あなたやあなたの配偶者、生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている人 ◎控除額53万円</p> <p>(3)その他の障害者…(1)(2)以外の障害者 ◎控除額26万円</p> <p>※身体障害者手帳などの交付を受けていない人でも、65歳以上で介護保険の要介護認定などを受けていて、身体の状態が障害者に準ずるものとして「障害者控除対象者認定書」が発行される場合には控除を受けることができます。</p>	<p>【申告書の書き方(例)】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">⑳ 障害者控除</td> <td>1</td> <td>フリガナ</td> <td>タナベ マツコ</td> <td rowspan="2">障害の程度</td> <td rowspan="2">身体1</td> <td rowspan="2">級度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td>田辺 松子</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>フリガナ</td> <td></td> <td>障害の程度</td> <td></td> <td>級度</td> </tr> </table> <p>【添付又は提示書類】 障害者手帳など</p>	⑳ 障害者控除	1	フリガナ	タナベ マツコ	障害の程度	身体1	級度		氏名	田辺 松子		2	フリガナ		障害の程度		級度						
⑳ 障害者控除	1		フリガナ	タナベ マツコ	障害の程度				身体1	級度														
		氏名	田辺 松子																					
	2	フリガナ		障害の程度		級度																		
<p>㉑配偶者控除</p> <p>※㉑配偶者控除と㉒配偶者特別控除の両方を受けられません。</p> <p>◎控除額は8ページを参照</p>	<p>あなたに同一生計配偶者がいる場合。同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者(内縁関係は除く。)で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の人をいいます。年の中途で亡くなった人を含み、他の人の扶養親族、事業専従者となっている人を除きます。あなたの令和5年中の合計所得金額が900万円超の場合、その所得額に応じて配偶者控除額が減少・消失します。</p> <p>【申告書の書き方(例)】</p> <table border="1"> <tr> <td>㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者</td> <td>フリガナ</td> <td>タナベ ハナコ</td> <td>生年月日</td> <td>西暦 大平 年・月・日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配偶者氏名</td> <td>田辺 花子</td> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人番号</td> <td>1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)</td> </tr> </table> <p>※個人番号の記入が必要です。 ※同一生計配偶者が別居している場合は、申告書裏面「13 別居の扶養親族等に関する事項」もあわせて記入してください。 ※同一生計配偶者がいる場合で、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)」の<input type="checkbox"/> にチェックしてください。</p>	㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ	タナベ ハナコ	生年月日	西暦 大平 年・月・日		配偶者氏名	田辺 花子	配偶者の合計所得金額	円		個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)									
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ	タナベ ハナコ	生年月日	西暦 大平 年・月・日																				
	配偶者氏名	田辺 花子	配偶者の合計所得金額	円																				
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)																					
<p>㉒配偶者特別控除</p> <p>◎控除額は8ページを参照</p>	<p>あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円超、133万円以下の場合、所得額に応じて配偶者特別控除が受けられます。年の中途で亡くなった人を含み、同一生計配偶者や他の人の扶養親族、事業専従者となっている人を除きます。配偶者があなたを対象として配偶者特別控除を受けている場合は控除を受けることはできません。</p> <p>【申告書の書き方(例)】</p> <table border="1"> <tr> <td>㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者</td> <td>フリガナ</td> <td>タナベ ハナコ</td> <td>生年月日</td> <td>西暦 大平 年・月・日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配偶者氏名</td> <td>田辺 花子</td> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個人番号</td> <td>1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)</td> </tr> </table> <p>※個人番号の記入が必要です。 ※配偶者の合計所得金額を記入してください。 ※配偶者が別居している場合は、申告書裏面「13 別居の扶養親族等に関する事項」もあわせて記入してください。</p>	㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ	タナベ ハナコ	生年月日	西暦 大平 年・月・日		配偶者氏名	田辺 花子	配偶者の合計所得金額	円		個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)									
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ	タナベ ハナコ	生年月日	西暦 大平 年・月・日																				
	配偶者氏名	田辺 花子	配偶者の合計所得金額	円																				
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)																					
<p>㉓扶養控除</p> <p>◎控除額は8ページを参照</p>	<p>あなたに扶養親族がいる場合。扶養親族とは、あなたと生計を一にする扶養親族で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の人をいいます。年の中途で亡くなった人を含み、他の人の同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者となっている人を除きます。</p> <p>※16歳未満(平成20年1月2日以降に生まれた人)の扶養親族についても忘れずに記入してください。</p> <p>【申告書の書き方(例)】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">扶養親族に該当する事項</td> <td>1</td> <td>フリガナ</td> <td>タナベ マツコ</td> <td>年齢</td> <td>31</td> <td>性別</td> <td>母</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td>田辺 松子</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>個人番号</td> <td>1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※個人番号の記入が必要です。 ※扶養親族が別居している場合は、申告書裏面「13 別居の扶養親族等に関する事項」もあわせて記入してください。 【添付又は提示書類】 国外に居住する親族を扶養する場合、親族関係書類及び送金関係書類 ※38万円送金書類や留学ビザ等書類が必要な場合があります。</p>	扶養親族に該当する事項	1	フリガナ	タナベ マツコ	年齢	31	性別	母		氏名	田辺 松子							個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4				
扶養親族に該当する事項	1		フリガナ	タナベ マツコ	年齢	31	性別	母																
		氏名	田辺 松子																					
		個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4																					
<p>㉔雑損控除</p> <p>◎控除額は次のA・Bいずれか多い方の額 A:(損害金額-補てん金額)-総所得金額等×10% B:災害関連支出金額-5万円</p>	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族(令和5年中の総所得金額等が48万円以下の人)が、令和5年中に災害や盗難などにより住宅や家財などに損害を受けた場合や、その損害に関連してやむを得ない支出をした場合</p> <p>【申告書の書き方(例)】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">㉔ 雑損控除</td> <td>損害の原因</td> <td>損害年月日</td> <td>損害を受けた資産の種類</td> </tr> <tr> <td>台風</td> <td>R5・9・4</td> <td>家屋</td> </tr> <tr> <td>損害金額</td> <td>保険金などで補填される金額</td> <td>差引損失額のうち災害関連支出の金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000,000 円</td> <td>600,000 円</td> <td>400,000 円</td> </tr> </table> <p>【添付書類】 損失額の明細・領収書・り災証明など</p>	㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	台風	R5・9・4	家屋	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額		1,000,000 円	600,000 円	400,000 円									
㉔ 雑損控除	損害の原因		損害年月日	損害を受けた資産の種類																				
	台風		R5・9・4	家屋																				
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額																					
	1,000,000 円	600,000 円	400,000 円																					

⑰医療費控除 ◎医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の作成・提出が必要です。別添の「医療費控除の明細書の記載要領」も参照してください。 ◎医療費控除とセルフメディケーション税制の両方を受けることはできません。どちらかを選択した場合、その年は控除の選択を変更することはできません。	《医療費控除》 あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和5年中に支払った医療費が一定金額以上ある場合 ◎控除額（限度額200万円） （支払った医療費－保険金等による補てん額） －（総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない方の金額） 【添付書類】医療費控除の明細書	【申告書の書き方（例）】 <table border="1"> <tr> <td>⑰</td> <td>支払った医療費等</td> <td>保険金などで補填される金額</td> <td>セルフメディケーション税制を選択</td> </tr> <tr> <td>医療費控除</td> <td>485,200</td> <td>50,000</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table> ※セルフメディケーション税制による医療費控除を選択する場合は、「セルフメディケーション税制を選択」の□にチェックしてください。	⑰	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	セルフメディケーション税制を選択	医療費控除	485,200	50,000	<input type="checkbox"/>
	⑰	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	セルフメディケーション税制を選択						
医療費控除	485,200	50,000	<input type="checkbox"/>							
	《セルフメディケーション税制》 あなたが令和5年中に健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い（人間ドックや予防接種など）、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和5年中に支払ったこの税制の対象となる医薬品の購入費が1万2千円を超える場合 ◎控除額（限度額8万8千円） （支払った医薬品の購入金額－保険金等による補てん額）－1万2千円 【添付書類】セルフメディケーション税制の明細書									

15 寄附金に関する事項

令和5年中に次の①～③に対して行った寄附の合計額が2,000円を超える場合、申告書裏面「15 寄附金に関する事項」に金額を記入してください。

- ①都道府県・市町村・特別区（ふるさと納税）
- ②京都府共同募金会・日本赤十字社京都府支部・ふるさと納税に係る総務大臣による指定を受けていない自治体
- ③京都府が条例により指定した団体

【添付書類】寄附した団体などから交付された寄附金の受領証など
 ※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請していても、申告書に記載がない場合は、寄附金税額控除が適用されませんので、ご注意ください。

【申告書の書き方（例）】

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）	086	100,000	円
京都府共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）	087		
京都府条例指定分	089		

支出した金額に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額の合計を記入してください。

16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、申告書裏面「16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に控除額を記入してください。

※上場株式等の配当所得や譲渡所得等については、これまで所得税と市民税・府民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度からは異なる課税方式を選択することができなくなりました。

【添付書類】市民税・府民税が源泉徴収されていることが確認できる書類（特定口座年間取引報告書の写しなど）

【申告書の書き方（例）】

16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	046	1,500	円
株式等譲渡所得割額控除額	047		

●生命保険料控除額⑮

(1)新契約（平成24年1月1日以後に締結した契約）による保険料を支払った場合

支払金額	控除額
12,000円以下	全額
12,001円～32,000円	支払金額×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払金額×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円（限度額）

※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

※一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（全体の限度額70,000円）

(2)旧契約（平成23年12月31日以前に締結した契約）による保険料を支払った場合

支払金額	控除額
15,000円以下	全額
15,001円～40,000円	支払金額×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払金額×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円（限度額）

●地震保険料控除額⑯

(1)地震保険料のみを支払った場合

支払金額	控除額
50,000円以下	支払金額×1/2
50,001円以上	25,000円（限度額）

(2)旧長期損害保険料のみを支払った場合

支払金額	控除額
5,000円以下	全額
5,001円～15,000円	支払金額×1/2+2,500円
15,001円以上	10,000円（限度額）

※地震保険料、旧長期損害保険料ともに支払った場合は、両方の控除額の合計額（限度額25,000円）。

ただし、一つの損害保険契約に基づき地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、いずれか一方の控除となります。

●配偶者控除額⑲

合計所得金額	控除額	
	配偶者控除	老人配偶者控除(※)
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	適用なし	

※老人配偶者控除：同一生計配偶者のうち、昭和29年1月1日以前に生まれた人（年齢が70歳以上）

●扶養控除額⑳

区 分		控除額
一 般	昭和29年1月2日～平成13年1月1日生 平成17年1月2日～平成20年1月1日生	33万円
特 定	平成13年1月2日～平成17年1月1日生 (年齢19歳以上23歳未満)	45万円
老 人	昭和29年1月1日以前生 (年齢70歳以上)	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属であつたあなたやあなたの配偶者と同居を常況としている人	45万円

●配偶者特別控除額㉑

配偶者の合計所得金額	納税義務者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

●基礎控除額㉒

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし

B 前年中に所得がなかった人の申告（遺族年金・障害年金のみの人を含む。）

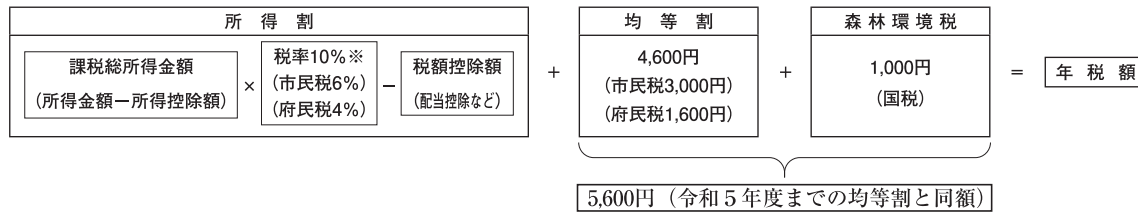
令和5年中に収入がなかった場合又は非課税所得（遺族年金、障害年金など）のみであった場合、申告書裏面「○前年中に所得のなかった人」欄の当てはまる項目の番号を○で囲み、必要事項を記入してください。

【申告書の書き方（例）】

○前年中に所得のなかった人(該当する数字を○で囲み、必要事項を記入してください。)

① 次の人に扶養されていた。	
<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主と同じ	住所 氏名 続柄
2 非課税年金を受給していた。 イ 遺族年金 ロ 障害年金 ハ その他()	5 無職であった。
3 生活保護を受けていた。	6 その他 昨年中の生活状況を記入してください。
4 学生であった。 学校名 学年	

◎市民税・府民税の計算方法



※退職所得、山林所得、土地建物・株などの譲渡所得、先物取引に係る所得などについては特別の税額計算を行います。
 ※令和6年度から新たに森林環境税(国税)が導入されます。市民税・府民税の均等割の枠組みを用いて、1人年額1,000円を市が賦課徴収します。
 なお、均等割の枠組み内での年税額に変わりはありません。

◎非課税の範囲

- (1) 均等割も所得割も非課税の人 ※森林環境税も非課税です。
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
 - 前年の合計所得金額が次の金額以下の人（均等割非課税限度）
 - 扶養親族がない人…41万5千円
 - 扶養親族がある人…31万5千円×(扶養親族数+1)+28万9千円
- (2) 所得割が非課税の人
- 前年の総所得金額等が次の金額以下の人（所得割非課税限度）
 - 扶養親族がない人…45万円
 - 扶養親族がある人…35万円×(扶養親族数+1)+42万円
- ※ 非課税限度の算定は16歳未満の扶養親族の人数を含みます。

(問い合わせ先・申告書提出先)

京田辺市役所
市民部税務課

〒610-0393
京田辺市田辺80番地
TEL(0774)64-1317(直通)